

事件名：商標「本生」審決取消訴訟	法分野：商標法
知的財産高等裁判所平成19年3月28日判決 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070329133845.pdf)	
<p>【事案の概要】</p>	
<p>ビール会社Xが、平成12年12月15日、「本生」との商標（以下「本件商標」という。）を、指定商品を第32類「ビール、ビール風味の麦芽発泡酒」として商標登録出願（商願2000-135077）をしたものの、平成15年8月28日付けで拒絶査定を受けたため、同査定に対する不服審判（不服2003-19635号事件）を請求した。同審判請求に対し、特許庁が、平成18年6月30日「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、当該審決取消を求めている事案。</p> <p>（前提事実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商標は、白塗りの袋文字で表した「本生」の文字に影を付けて表示したものである。 ・平成15年12月22日、指定商品を「ビール風味の麦芽発泡酒」に減縮する補正を行う。 ・平成12年12月19日付けのニュースリリースにて、商品に「本生」の文字を含む商品名を初めて公表する。 	
<p>【争点】</p> <p>(1) 商標法3条1項3号の該当性（本件商標が、商品の品質を普通に用いられる方法で表示したのものとして、他商品の識別標識としての機能を果たし得ないか否か）</p> <p>(2) 商標法3条2項の該当性（本件商標が、使用の結果、何人かの業務に係る商品であると認識できるほどに至っているか否か）</p> <p>(3) 商標法4条1項16号の該当性（本件商標を指定商品中「熱処理をしていないビール風味の麦芽発泡酒」以外の「ビール風味の麦芽発泡酒」に使用するとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるか否か）</p>	
<p>【争点に対する判断】（結論：X敗訴・商標「本生」の拒絶査定を維持）</p>	
<p>(1) 本件商標は商標法3条1項3号に該当する。指定商品中「熱処理をしていないビール風味の麦芽発泡酒」に使用した場合、単に商品の品質を表示したものと認識させ、他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。（審決の取消事由なし）</p>	
<p>〔理由の要点〕</p>	
<p>「本生」の文字は、食品分野において、広く用いられているものであり、ビールや日本酒の酒類等の分野においては「加熱殺菌していない本格的なもの」というほどの意味合いで認識され使用される語である。</p>	
<p>本件商標の書体はごく普通に用いられる特徴のないデザインである。</p>	
<p>(2) 本件商標は商標法3条2項に該当しない。X商品及び宣伝広告媒体に接した取引者・需要者は「本生」の文字のみによって商品の出所が原告であると認識することはなく、「アサヒビール株式会社」「アサヒビール」又は「アサヒ」等の文字に着目して、商品の出所がXと認識する。（審決の取消事由なし）</p>	
<p>〔理由の要点〕</p>	
<p>Xのニュースリリース等ですら、「本生」ではなく、「アサヒ本生」を用いてきた。</p>	
<p>X商品の缶、瓶、その他の包装、商品案内、カタログ、広告等で「本生」の文字を単独で使用する例はほとんどなく、「アサヒ」等の文字と併せて表記していた。</p>	
<p>「発泡酒の本格派『生』」などの例のように、「本」及び「生」の語を、X商品の特徴を説明する目的で、宣伝広告に使用していた。</p>	
<p>(3) 本件商標は商標法4条1項16号に該当しない。指定商品に「熱処理をしていないビール風味の麦芽発泡酒」との限定がなくとも、商品の品質の誤認を生ずるおそれはない。（審決の判断に誤りあり）</p>	
<p>〔理由の要点〕</p>	
<p>「本生」の語は、辞書に掲載されているような確定した意味を持つ語とは異なり、多義的な意味を有する語である。</p>	
<p>「ビールの表示に関する公正競争規約」に基づき、「熱処理をしていないビール」以外には「生ビール」や「生」と表示してはならないため、発泡酒にはこのような規約はないものの、ビールと同様の表示方法がなされているのが実情であり、熱処理をしていないビール風味の麦芽発泡酒以外のビール風味の麦芽発泡酒に用いられることはおよそ想定できない。</p>	

【コメント】

一般名称に近い商標の場合、商品への商標の付し方、宣伝広告の方法など、商標の管理方法に留意する必要がある。